

工事請負代金債権を活用した融資制度に係る債権譲渡の取扱いについて

1 制度の目的

市が発注する工事の請負代金について、債権を流動化することにより、建設業者の資金調達の円滑化を図るものです。

2 制度の概要（次の2つの制度のいずれかを選択）

(1) 地域建設業経営強化融資制度

市発注工事を受注している建設業者（以下「元請業者」という。）が市に対して有している工事請負代金債権について、事業協同組合等または一定の民間事業者（以下「債権譲渡先」という。）への譲渡を市が認めることにより、当該譲渡債権を担保として、債権譲渡先が(財)建設業振興基金の債務保証を得て金融機関から借り入れた転貸融資資金を元請業者に対して融資するものです。

また、(財)建設業振興基金による債務保証と併せて、金融機関が建設業者に対して当該工事に係る融資を行う場合に、保証事業会社の金融保証を受けられるため、建設業者は未完成部分に係る融資についても受けることができます。

なお、地域建設業経営強化融資制度は平成24年3月31日までの間に限り適用可能です。

(2) 下請セーフティ・ネット債務保証事業

元請業者が市に対して有している工事請負代金債権について、債権譲渡先への譲渡を市が認めることにより、当該譲渡債権を担保として、債権譲渡先が(財)建設業振興基金の債務保証を得て金融機関から借り入れた転貸融資資金を、元請業者に対して出来高の範囲内で融資する制度です。

また、融資に際し、債権譲渡先が当該建設業者の下請業者等への支払状況等を確認するとともに、万が一元請業者が倒産に至った場合には、債権譲渡先が元請業者に代わって下請業者等への支払を行うことができます。

3 対象となる工事

次に掲げる工事を除いた工事が対象となります。ただし、地域建設業地域建設業経営強化融資制度を活用する場合は、(1)の工事であっても、債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ残工期が1年未満であるものについては対象となります。

- (1) 債務負担行為等により工期が複数年度にわたる工事で、当該年度が最終年度でない工事
- (2) 履行保証を付した工事で、役務的保証を必要とする工事
- (3) 請負人の施工能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適当な特別の事由がある工事

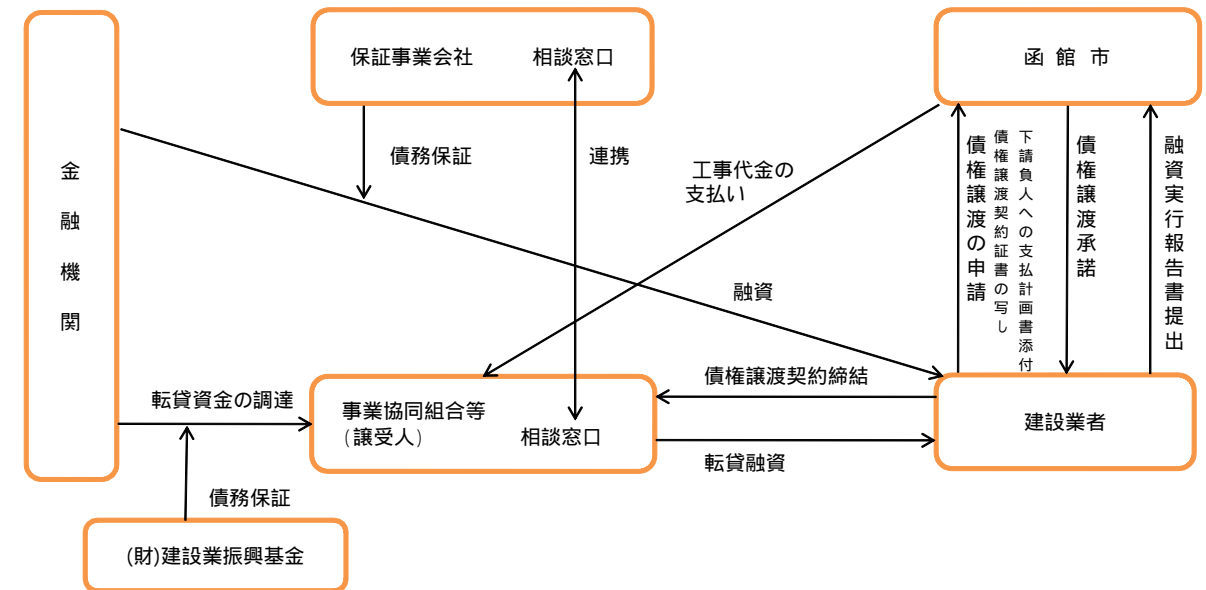
4 債権譲渡先

債権譲渡先として(財)建設業振興基金が適当と認めている民間事業者は、次の3社です。

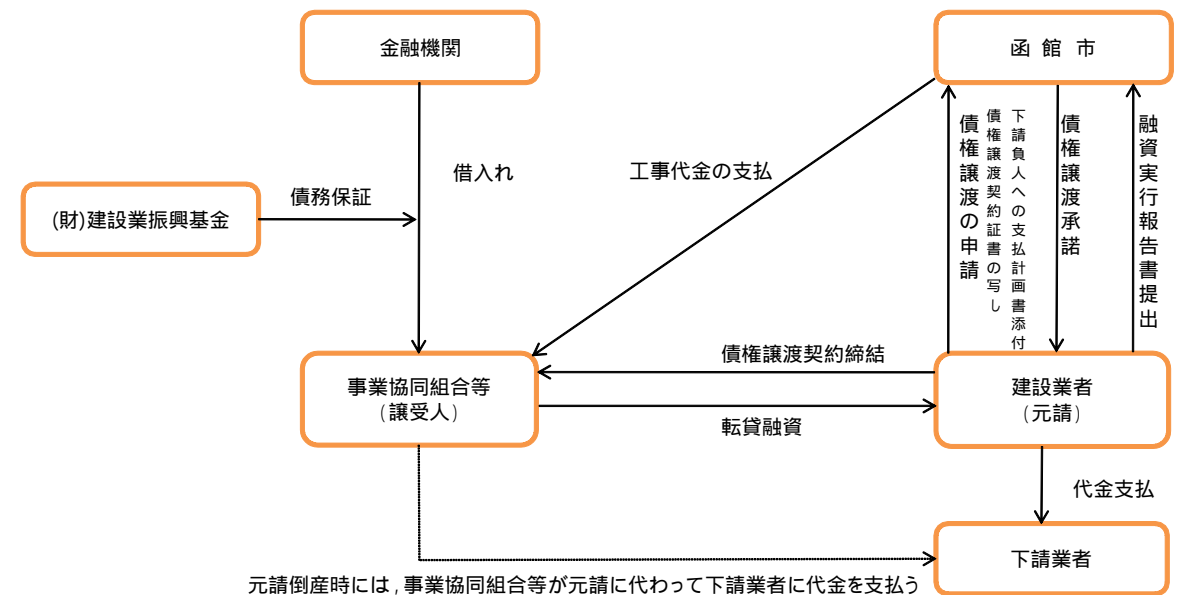
- ・北保証サービス株式会社
- ・株式会社建設経営サービス
- ・株式会社建設総合サービス

このほか、(財)建設業振興基金が適当と認める事業協同組合等も債権譲渡先になることができます。

地域建設業経営強化融資制度



下請セーフティネット債務保証事業



元請倒産時には、事業協同組合等が元請に代わって下請業者に代金を支払う